資料№.１５	経済建設常任委員会所管事務報告資料 令和８年１０月７日【建設部市営住宅課】

恵庭市営住宅指定管理者制度の状況について

市では、サービスの向上と事務の効率的な執行のため指定管理者制度を今年度より導入しています。

(1)指定管理者

日興美装工業株式会社(札幌市北区北19条西4丁目1番21号)

(2)指定管理期間

令和8年4月1日～令和13 年3月31日まで(5年間)

(3)指定管理料(5年間)

417, 617千円

(4)主な指定管理業務

・入居者の生活に関すること(窓口相談、生活指導、緊急対応等)
・入居者管理に関するここと(各種手続き)
・家賃算定に関すること(収入申告、減免手続き)
・収納に関すること(納付書、口座振替、代理納付)
・徴収に関すること(滞納者折衝、債権回収)
・建物等の維持管理に関すること(維持修繕、保守管理、防火管理、日常巡回、敷地除草等)
・駐車場に関すること(各種申請、自動車保管場所使用承諾証明書の発行、保守管理)
・管理人業務に関すること(共用電気料の徴収及び支払い等)
・新規入居に関すること(相談、募集受付入居手続き等)
・入居替えに関すること
・退去に関すること

(5)入居者サービスの向上

・共益費(共用電気量・敷地除草費)の徴収及び支払い
・敷地除草の実施
・夜間休日(24時間365日)緊急対応
・空き家修繕戸数の増(平均27戸⇒40戸下限)
・高齢者見守りサービス

（6）恵庭市窓口センターの設置、人員配置

場　所　恵庭市末広町156番地2（グリーンベルト沿い）

センター長　1名

窓口受付　　2名

修繕、パトロール　2名

合計　5名

※繁忙期（入居受付等）では千歳市営住宅窓口センターと連携し、職員増員で対応。

（7）現在までの状況（8 月末）

・来所者数延べ 580 人

・入居募集⇒6月（74 件）9月（57 件）

・草刈の実施

・各修繕

・空き家修繕

・パトロール

・建築定期報告（12条点検）